

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千歳市は、地方税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。(令和8年1月20日更新)

特記事項

地方税の徴収に関する事務では、事務の一部を外部業者へ委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約約款に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

北海道千歳市長

公表日

令和8年2月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法等に基づき、市税の滞納整理事務及び収納管理事務を行っている。 【滞納整理事務】 ・督促状、催告書の送付 ・差押え等の滞納処分 ・納税の猶予措置、執行停止の措置 ・滞納整理を行う上での各種調査 【収納管理事務】 ・収入消し込み ・過誤納による還付処理
③システムの名称	収納管理システム、滞納整理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
収納管理ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 ・法別表24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・なし 【情報照会】 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部納税課
②所属長の役職名	納税課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報公開係 千歳市東雲町2丁目34番地 電話0123-24-3131(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部納税課納税係 千歳市東雲町2丁目34番地 電話0123-24-3131(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </small>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <small> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </small>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <small> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </small>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、新規配属・異動者に対するマイナンバー初任者研修を受講させるとともに、課職員すべてに、マイナンバー制度及び情報セキュリティ研修の受講を義務付けている。 また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知を実施している。 これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、新規配属・異動者に対するマイナンバー初任者研修を受講させるとともに、課職員すべてに、マイナンバー制度及び情報セキュリティ研修の受講を義務付けている。 また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知を実施している。 これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月13日	I-5②所属長	納税課長 船着 卓也	納税課長 田中 康仁	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	納税課長 田中 康仁	納税課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 しきい値判断項目	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 しきい値判断項目	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	
令和2年5月18日	II-1 しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月18日	II-2 しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月2日	I-4 関連情報	実施する	実施しない	事後	
令和3年4月2日	IV-6 リスク対策	[]接続しない(入手)	[○]接続しない(入手)	事後	
令和4年5月25日	II-1 しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年5月25日	II-2 しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月21日	II-1 しきい値判断項目	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月21日	II-2 しきい値判断項目	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月21日	I-4-① 関連情報	実施しない	実施する	事後	
令和5年6月21日	I-4-② 関連情報	なし	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7項	事後	
令和5年6月21日	IV-6 リスク対策	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事後	
令和5年6月21日	IV-6 リスク対策	[]	十分である	事後	
令和8年1月20日	I-3 関連情報	別表第一 16の項	法別表24の項	事後	